定　　款

フジ日本精糖株式会社

定　　款

第１章　総　　則

(商号)

第1条　当会社は、フジ日本精糖株式会社と称する。英文では Fuji Nihon Seito Corporation と表示する。

(目的)

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 砂糖およびその副産物の製造、加工並びに販売
2. 砂糖以外の糖類および副産物、甘味料の製造、加工および販売
3. 食料品および健康食品の製造、加工、輸出入並びに販売
4. 添加物(食品、医薬、飼料等)の製造、加工、輸出入並びに販売
5. 化粧品および化粧品原料の製造、加工、輸出入並びに販売
6. 医薬部外品および医薬部外品原料の製造、加工、輸出入並びに販売
7. 化成品および化成品原料の製造、加工、輸出入並びに販売
8. 飼料・ペットフードおよび飼料・ペットフード原料の製造、加工、輸出入並びに販売
9. 花卉園芸用資材の製造、輸出入並びに販売
10. 園芸植物の栽培、加工、輸出入並びに販売
11. 肥料の製造、輸出入並びに販売
12. 不動産の売買、賃貸借、管理およびその仲介並びに投融資
13. 倉庫業
14. 環境改善に係わる事業
15. 宿泊施設および飲食店の経営
16. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第３条 当会社は、本社を東京都中央区に置く。

(機関)

第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

(公告方法)

第５条 当会社の公告は、電子公告により行う。
ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

(発行可能株式総数)

第６条 当会社の発行可能株式総数は、110,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第７条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の定めにより取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（単元未満株式の買増し）
第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
（単元未満株式についての権利）
第10条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2)　募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
(3)　前条に定める請求をする権利
（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規程）
第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日）
第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
（招集権者および議長）
第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法）
第17条　株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項の定めによるべき株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　この場合には、総会ごとに代理権を証明する書面の提出を要する。
（議事録）
第19条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）
第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。
（取締役の選任）
第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2　取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
（取締役の任期）
第22条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（代表取締役および役付取締役）
第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者および議長）
第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）
第25条　取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法）
第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略）
第27条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異義を述べたときはこの限りでない。
（取締役会の議事録）
第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第29条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除）
第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）
第32条　当会社の監査役は、5名以内とする。
（監査役の選任）
第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　当会社は、会社法第 329 条第 3 項により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4　前項の補欠監査役に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（監査役の任期）
第34条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
（常勤の監査役）
第35条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知）
第36条　監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)
第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)
第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(監査役会規程)
第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(監査役の報酬等)
第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。
(監査役の責任免除)
第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

(会計監査人の選任)
第42条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
2　会計監査人の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(会計監査人の任期)
第43条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(会計監査人の報酬等)
第44条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

(事業年度)
第45条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(剰余金の配当等の決定機関)
第46条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
(剰余金の配当の基準日)
第47条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第48条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日より3ヵ年を経過してもなお受領されないときは当社はその支払義務を免れるものとする。

（制定・改定記録）

昭和24年	7月	15日	制定	平成 6年	6月	29日	改定
昭和26年	7月	20日	改定	平成11年	6月	29日	〃
昭和28年	1月	29日	〃	平成12年	6月	29日	〃
昭和28年	1月	30日	〃	平成13年	6月	28日	〃
昭和28年	10月	1日	〃	平成14年	6月	27日	〃
昭和29年	7月	29日	〃	平成15年	6月	27日	〃
昭和31年	1月	27日	〃	平成16年	6月	29日	〃
昭和38年	7月	29日	〃	平成17年	6月	24日	〃
昭和42年	7月	28日	〃	平成18年	6月	23日	〃
昭和47年	7月	28日	〃	平成20年	6月	20日	〃
昭和48年	7月	27日	〃	平成21年	6月	19日	〃
昭和50年	1月	28日	〃	平成27年	7月	1日	〃
昭和57年	2月	26日	〃	平成28年	6月	22日	〃
昭和61年	2月	27日	〃	令和 2年	6月	23日	〃
昭和63年	2月	26日	〃	令和 3年	6月	25日	〃
平成 3年	6月	27日	〃				